

## 「論点 5. 日本語教育の資格について」に関する意見の整理と主な論点 (案)

### 【検討の経緯】

平成 24 年 5 月 28 日に文化審議会国語分科会日本語教育小委員会に設置された「課題整理に関するワーキンググループ」が、日本語教育の関係者等からのヒアリング等を踏まえ、平成 25 年 2 月 18 日に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について (報告)」(以下、平成 25 年報告という。)を取りまとめた。ここで整理された 11 の論点のうち、「論点 5. 日本語教育の資格について」を踏まえ、第 16 期日本語教育小委員会において検討を開始。

しかし、「論点 6. 日本語教育人材の養成・研修について」の審議を優先させる必要があったことから、平成 30 年 3 月 2 日「日本語教育人材の養成・研修の在り方について (報告)」を取りまとめた。今期は、引き続き、残された活動分野である就労者、難民等、海外の日本語教育人材の研修の在り方について審議を行い、取りまとめに向けて一定のめどが立ったことから、日本語教育の資格についての審議を再開することとした。

平成 29 年 2 月 27 日国語分科会に、以下のような意見を報告している。

### 日本語教育人材の資格について

- 現在、日本語教育人材に関する資格はないが、国内外での日本語教員採用要件や法務省告示日本語教育機関における教員の要件となっている民間の「日本語教育能力検定試験」などがある。日本語教育人材が多様化する中において、日本語教育の質の維持・向上を図る上で、現在の試験等の在り方で十分か。(平成 25 年報告より)
- 様々な場面や役割で日本語教育人材が、知識や能力を習得・向上させるためのインセンティブとなるような資格の在り方について検討
- 外国人児童生徒等に対する日本語指導を行う人材の養成・研修の内容等の成果物が、教育委員会や学校等に認知され活用されることで、適切な人材が配置されるような仕組み作りが必要
- 実践力のある日本語指導者が資格や修了証を得ることにより、安定的に活躍できるような枠組み作りが必要
- 日本語教育コーディネーターや日本語指導者など、責任を負う立場にある者については、しっかりした資格試験などが必要と思われるが、日本語指導補助者などは資格が必要か否か慎重な検討が必要
- 日本語指導補助者については、資格まではいかないまでも、必要となる研修を受けるような設計も可能

(平成 29 年 2 月 27 日 国語分科会 配布資料

資料 3-2「日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方に関する主な論点の整理」より)

## 論点 1. 日本語教育能力の判定が必要となる日本語教育人材について

○日本語教育能力の判定が必要となる日本語教育人材はどれか。

- (1) 日本語教師【養成】
- (2) 日本語教師【初任】  
〔生活者としての外国人，留学生，児童生徒等，就労者，難民等，海外〕
- (3) 日本語教師【中堅】
- (4) 日本語教育コーディネーター（地域日本語教育コーディネーター・主任教員）
- (5) 日本語学習支援者

（参考資料 1：日本語教育人材の養成・研修の検討範囲のイメージ（案）参照）

## 論点 2. 日本語教育能力の判定の必要性について

○現行の法務省告示日本語教育機関における教員の要件に課題があるか。

外国人留学生を受け入れることができる法務省が告示する日本語教育機関については、「日本語教育機関の告示基準」の第 1 条第 1 項第 13 号に教員の要件が定められている。

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を 26 単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを 420 単位時間以上受講し、これを修了した者

ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

（図式にしたものを裏面に提示）

# 現行の日本語教育機関の告示基準における教員要件

## 大学の日本語教師養成課程 修了

- ①大学又は大学院で日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し卒業又は修了
- ②大学又は大学院で日本語教育に関する科目を26単位以上修得し卒業又は修了

A

## 民間教育機関等の420単位時間 日本語教師養成 研修修了

※文化庁への届出が  
受理された機関・団体  
によるもの

学士の学位

B

## 日本語教育能力 検定試験 合格

※実施団体：  
公益財団法人 日本国際  
教育支援協会

C

## 左記A～Cと同等以上 の能力があると 認められる者

- ①海外の大学又は大学院で日本語教育に関する課程を卒業等した者
- ②告示校の教員として1年以上従事したことがあり、3年を超えて職を離れない者
- ③学士の学位を有し、大学又は大学院で26単位以上の養成コースを履修し、26単位以上習得した者

D

法務省告示の日本語教育機関において教員となることができる

別 添

平成30年6月15日閣議決定の「規制改革実施計画」に「日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備すること」が盛り込まれている。

II 分野別実施事項

5. 保育・雇用

(2) 日本で学ぶ留学生の就職率向上

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	就労のための日本語能力の強化	<p>a <u>日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。</u></p> <p>b 複数の大学で取組が開始されている「留学生就職促進プログラム」の成果（ビジネス日本語、キャリア教育、就職活動に必要なノウハウほか）を早期に公表し、当該プロジェクト参加外の大学へ横展開を図る。</p> <p>c 留学生がスムーズに職場に定着できるよう、新規就職者等に対し、職場において必要な日本語のコミュニケーション能力を高めるための実践的な研修としてビジネス日本語研修等の機会を提供する。</p>	<p>a:平成30年度検討、平成31年度結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b,c:平成30年度検討・結論、平成31年度措置</p>	<p>a,b: 文部科学省</p> <p>c: 厚生労働省</p>